

代議員規則

(2007年6月22日制定、2011年8月1日改定、2014年6月19日改定、2015年6月18日改定、2016年6月16日改定、2018年6月14日改定、2023年7月21日改定、2026年6月18日改定)

(目的)

第1条 本規則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第35条に基づき、代議員に関して必要な事項を定める。

(代議員の職務)

第2条 代議員は、代議員会を構成し、次に掲げる役割を果たし、本法人の業務を実施する。

- (1) 選出された支部において、支部代議員としての業務を行う
- (2) 理事会の諮問のあった事項、その他必要と認められる事項について助言する
- (3) 代議員会で議決する
- (4) 名誉会員又は功労会員を推薦する

(選出方法)

第3条 代議員は、正会員による選挙で選出する。

(選挙区)

第4条 この選挙の選挙区は、別表に掲げるとおりとする。

(定数)

第5条 代議員の定数は、200名以内とする。各選挙区の定数は、各選挙区の正会員数を正会員総数で除した数に200を乗じた人数とする。ただし、その際生じた小数点以下の端数は、切り捨てる。

(任期)

第6条 代議員の任期は、選出される年度の2月1日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(選挙人)

第7条 選挙人は、選挙が行われる年度の5月1日時点で1年以上の会員歴があり、かつ当該年度の会費がその年度の学術大会終了日までに納入されている正会員である。

(所属選挙区)

第8条 選挙人及び被選挙人の所属選挙区は、選挙が行われる年度の7月1日時点の会員名簿における連絡先（送付先）によって定める。

(代議員選挙候補者)

第9条 選挙が行われる年度の5月1日時点で3年以上の会員歴があり、かつ当該年度の会費がその年度の学術大会終了日までに納入されている65歳未満の正会員は、代議員選出のための選挙において候補者（以下、代議員選挙候補者という）となることができる。

2. 代議員に立候補する者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出る。
3. 前項に定める届出は、所定の様式を用いて、代議員選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載する。
4. 選挙管理委員会は、選挙を行う14日前までに代議員選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載した代議員候補者の選挙広報を公表する。
5. 代議員選挙候補者数が選挙区の定数を下回った場合は、代議員選挙候補者全員を当選とする。

(選挙管理委員会)

第10条 選挙を実施及び管理するために、代議員選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という）を置く。

2. 選挙管理委員は、理事長が正会員の中から任命する。
3. 選挙管理委員長は、理事長が選挙管理委員の中から任命する。

(選挙の公示及び選挙人名簿)

第11条 選挙に関する公示は、選挙が行われる年度の9月30日までに行わなければならない。

2. 選挙管理委員会は、選挙人名簿を9月30日までに公示する。

3. 選挙人名簿の記載事項に変更がある場合、選挙管理委員会が定める期間内に限り、届出により記載事項を変更することができるものとする。

(投票)

第12条 投票は、選挙人1名につき5票とする。インターネット投票法又は郵送投票法による投票とする。

(開票)

第13条 開票は、選挙管理委員会が行う。

(当選者)

第14条 この選挙の当選者は、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。定数に達する順位の者が複数有的时候は、選挙管理委員会が抽選で決定する。

(結果の公示)

第15条 選挙管理委員会は、この選挙の結果を得票数とともに理事長に報告しなければならない。理事長は、選挙結果を公示しなければならない。

(選挙についての疑義)

第16条 代議員選出に関して疑義が生じたときは、選挙管理委員会の審議・決定に従うものとする。

(支部代議員)

第17条 支部代議員は、選出された支部の管理・運営に必要な事項について助言する。

2. 必要に応じて各支部代議員意見交換会を行う。

(特任代議員)

第18条 理事会は、選挙で選出された代議員以外に地域と職種を考慮し、本法人の活動に相応しい者若干名を、特任代議員として選任することができる。特任代議員選出の手續きとして、理事は、理事会に所定の様式により推薦書を提出しなければならない。特任代議員の推薦は随時受け付けるものとする。

2. 特任代議員の任期は、選挙が行われる年度に選出された代議員の任期内の必要な期間とする。

3. 特任代議員は定款に定める代議員に含まれず、理事選出のための選挙における選挙権及び被選挙権を有しない。

4. 特任代議員は代議員会に出席、発言することができる。ただし、議決権を有しない。

5. 特任代議員は各支部代議員意見交換会に出席、発言することができる。

(利益相反事項の報告)

第19条 自分自身の利益相反を把握し、求めに応じて、いつでも開示できる。

(規則の変更)

第20条 本規則は、理事会及び代議員会の議を経て変更することができる。

別表 代議員の選挙区

北海道選挙区	: 北海道
東北選挙区	: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信越選挙区	: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、神奈川県、新潟県、長野県
東海・北陸選挙区	: 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関西選挙区	: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国選挙区	: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州選挙区	: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

附則

1. 大規模災害等に伴う事情により、被災した正会員から申し出のあった場合は、第6条、第8条の規則に関わらず、選挙人資格ならび代議員選挙候補者資格について考慮する。